

第3章. 原産地規則及び原産地手続章

1. 原産地規則及び原産地手続章の概要

輸入される產品について、関税の撤廃・引下げの関税上の特惠待遇の対象となるＴＰＰ協定域内の原產品として認められるための要件及び特惠待遇を受けるための証明手續等を規定。

2. 主要条文の概要

●第A節（原産地規則）

○原產品（第3. 2条）

各締約国は、本章に別段の定めがある場合を除くほか、次のいずれかの產品であって、本章に規定する他の全ての関連する要件を満たすものを原產品とすることを定める旨規定。

- (a) 一又は二以上の締約国の領域において完全に得られ、又は生産される產品であって、次条に定めるもの
- (b) 一又は二以上の締約国の領域において原産材料のみから完全に生産される產品
- (c) 一又は二以上の締約国の領域において、非原産材料を使用して完全に生産される產品であって、品目別規則の要件を満たすもの

○完全に得られ、又は生産される產品（第3. 3条）

各締約国は、前条の規定の適用上、一又は二以上の締約国の領域において栽培され、耕作され、収穫され、採取され、又は採集される植物又は植物性生産品、当該領域から抽出され、又は得られる鉱物その他の天然の物質等を、当該領域において完全に得られ、又は生産される產品とすることを定める旨規定。

○再製造品の生産に当たって使用される回収された材料の取扱い（第3. 4条）

各締約国は、一又は二以上の締約国の領域において取得される回収された材料が、再製造品の生産に使用され、及び再製造品に組み込まれる場合には、原產品として取り扱われることを定めること等を規定。

○域内原産割合（第3. 5条）

各締約国は、產品の域内原産割合を算定する計算式（重点価額方式、控除方式、積上げ方式及び純費用方式）を定めること等を規定。

○生産に使用される材料（第3. 6条）

各締約国は、非原産材料について、本章に規定する要件を満たすような更なる生産が行われる場合において、その後に生産された產品が原產品であると決定するときは、当該非原産材料は、原産材料として取り扱わることを定めること等を規定。

○生産に使用される材料の価額（第3. 7条）

各締約国は、材料の価額の算定方法を定める旨規定。

○材料の価額に対する更なる調整（第3. 8条）

各締約国は、原産材料について、本条に定める特定の経費が前条の規定に基づく価額に含まれない場合には、当該経費を当該原産材料の価額に加算することができること、また、非原産材料又は原産地不明の材料について、その価額から本条に定める特定の経費を控除することができることを定めること等を規定。

○純費用（第3. 9条）

各締約国は、純費用（総費用から、当該総費用に含まれる販売促進及びマーケティングに係る費用並びに輸送費等を減じたもの。）方式に基づいて自動車関連產品が原產品であるかどうかを決定するための域内原産割合の要件について、第5条に規定するところにより算定することを定めること等を規定。

○累積（第3. 10条）

各締約国は、他の締約国の領域において他の產品の生産に使用される一又は二以上の他の締約国の原產品又は原産材料を、当該他の締約国の領域における原產品又は原産材料とみなすことを定めること等を規定。

○僅少の非原産材料（第3. 11条）

各締約国は、原則として、產品が関税分類の変更の要件を満たさない非原産材料を含む場合であっても、当該產品に含まれる全ての当該非原産材料の価額が当該產品の価額の10%以下等のときには、当該產品を原產品とすることを定めること等を規定。

○代替性のある產品及び材料（第3. 12条）

各締約国は、代替性のある產品又は材料が混在している場合には、一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式が使用されていること等に基づき、原產品又は原産材料として取り扱うことを定めること等を規定。

○附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料（第3. 13条）

各締約国は、產品が完全に得られるかどうか、又は加工の要件若しくは関税分類の変更の要件を満たすかどうかを決定する場合には、附属品、予備部品、工具又は解説資料その他の資料については考慮しないことを定めること等を規定。

○小売用の包装材料及び包装容器（第3. 14条）

各締約国は、產品を小売用に包装するための包装材料及び包装容器については、当該產品に含まれるものとして分類される場合には、当該產品の生産に使用された全ての非原産材料が加工の要件若しくは関税分類の変更の要件を満たしているかどうか又は当該產品が完全に得られ、若しくは生産されるかどうかを決定するに当たって考慮しないことを定めること等を規定。

○輸送用のこん包材料及びこん包容器（第3. 15条）

各締約国は、輸送用のこん包材料及びこん包容器については、產品が原產品であるかどうかを決定するに当たって考慮しないことを定めることを規定。

○間接材料（第3. 16条）

各締約国は、間接材料について、生産される場所のいかんを問わず、原産材料とみなすことを定めることを規定。

○產品のセット（第3. 17条）

各締約国は、產品が特定の条件を満たすことによりセットとして分類される場合には、当該セットを構成する各產品が原產品であり、かつ、当該セット及び当該各產品が本章に規定する他の関連する要件を満たすときに限り、当該セットを原產品とすることを定めること、ただし、当該セットに含まれる全ての非原產品の価額が当該セットの価額の10%を超えない場合には、当該セットを原產品とすることを規定。

○通過及び積替え（第3. 18条）

各締約国は、原產品が非締約国の領域を通過することなく輸入締約国へ輸送される場合、又は、非締約国の領域を経由して輸送される場合であっても締約国の領域外において当該原產品についていかなる作業も行われていない場合（ただし、積卸し、蔵置、ラベル又は証票による表示等の作業を除く。）及び当該原產品が非締約国の税關当局の監督の下に置かれている場合には、当該原產品が原產品としての資格を維持することを定めることを規定。

●第B節（原産地手続）

○特恵待遇の要求（第3. 20条）

各締約国は、輸出者、生産者又は輸入者によって作成された原産地証明書に基づき、当該輸入者が関税上の特恵待遇の要求を行うことができることを定めること等を規定。

○原産地証明書の根拠（第3. 21条）

各締約国は、輸出者、生産者又は輸入者が、產品が原產品であることを証明する場合に根拠とすべき内容を定めること等を規定。

○表現の相違（第3. 22条）

各締約国は、原産地証明書における軽微な誤り又は表現の相違により自国が当該原産地証明書の受理を拒否してはならないことを定めることを規定。

○原産地証明書の免除（第3. 23条）

いずれの締約国も、一定の条件を満たすとき、次のいずれかの場合の輸入については、原産地証明書を要求してはならないこと等を規定。

(a) 輸入品の課税価額が千米ドル又は輸入締約国が設定するこれより高い額を超えない場合

(b) 輸入締約国が輸入者に対して原産地証明書を提出する義務を免除した產品又はその提出を要求しない產品の輸入の場合

○輸入に関する義務（第3. 24条）

各締約国は、原則として、輸入者が、関税上の特恵待遇を要求することを目的として、輸入者が負う義務（產品が原產品であることについて申告を行うこと、輸入締約国が要求する場合には原産地証明書の写しを提出すること等）を定めること等を規定。

○輸出に関する義務（第3. 25条）

各締約国は、原産地証明書を作成する輸出者又は生産者の義務（輸出締約国の要請に応じて当該原産地証明書の写しを輸出締約国に提出すること、原産地証明書等が誤った情報を含む等の場合には当該原産地証明書を提出した全ての者及び締約国に対し書面により速やかに通報すること等）を定めること等を規定。

○記録の保管に関する義務（第3. 26条）

各締約国は、自国の領域に輸入される產品について関税上の特恵待遇を要求

する輸入者が、当該產品の輸入の日から少なくとも5年間原產地證明書等を保管すること、原產地證明書を提供した生産者又は輸出者が、当該原產地證明書の作成の日から少なくとも5年間、当該原產地證明書に記載した產品が原產品であることを示すために必要な全ての記録を保管することを定めること等を規定。

○原產品であることの確認（第3. 27条）

輸入締約国は、自国の領域に輸入される產品が原產品であるかどうかを決定するため、輸入者、輸出者又は生産者に対する書面による情報の要請又は輸出者若しくは生産者の施設の訪問等を行うことによって、関税上の特恵待遇の要求について確認を行うことができる等を規定。

○関税上の特恵待遇の要求についての決定（第3. 28条）

輸入締約国は、產品が関税上の特恵待遇を受ける資格がないと決定する場合又は前条の規定に基づく確認により產品が原產品であることを決定するのに十分な情報を得られなかった場合等に、関税上の特恵待遇の要求を否認することができること等を規定。

○輸入後の還付及び特恵の要求（第3. 29条）

各締約国は、自国の領域に輸入された時に產品が関税上の特恵待遇を受ける資格があったであろう場合において、輸入者がその輸入の時に關稅上の特恵待遇を要求しなかったときは、輸入の日の後1年以内又は自國の法令で定めるこれよりも長い期間内に關稅上の特恵待遇の要求を行う等の場合には、当該輸入者が当該產品について關稅上の特恵待遇及び超過して徵收された關稅の還付を申請することができることを定めること等を規定。

○罰則（第3. 30条）

締約国は、本章の規定に関連する自國の法令の違反に対し、適切な罰則を定め、又は維持することができることを規定。

○秘密性（第3. 31条）

各締約国は、この章の規定に従って収集される情報の秘密性を保持し、及び当該情報をその提供者の競争的地位を害するおそれのある開示から保護することを規定。

●第C節（その他の事項）

締約国は原產地規則及び原產地手続に関する小委員会を設置すること等を規

定。

● その他の制度（附属書）

輸出締約国は、自国の領域から輸出される產品の原產地證明書について、権限のある當局が發給するものであること又は認定された輸出者が作成するものであることを要求することができる等を規定。

● 必要的記載事項（附属書）

原產地證明書に記載すべき事項を規定。

● 僅少の非原產材料に関する規則の例外（附属書）

僅少の非原產材料の規定を適用しない材料等を規定。

● 品目別規則（附属書）

品目別に原產地規則（P S R）を規定。

概要は別添参照。